

令和6年度監査実施方針

久留米市監査基準第13条の規定に基づき、下記のとおり令和6年度監査実施方針及び年間監査計画を定め、実施することとする。

1 基本方針

(1) 監査の視点

監査対象部局の財務関係書類等を基に、次の視点を持って監査を行う。

- ①合規性（事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか）
- ②経済性、効率性、有効性（最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか）
- ③コンプライアンスの確保（事務執行に当たり、不適正な処理の防止等に係る取組を行っているかどうか）

(2) リスクの重要性に応じた監査及び再発防止への取組

過去の指摘事項や他自治体の事例により事務執行上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因）を検討し、重要性に応じ資源（監査の人員や時間）を配分した監査を行う。また、データベースを用いた評事項の全庁へのフィードバックや、全庁に共通する事務を所管する部署への指摘状況の情報提供及び改善指導、監査対象部局に対する指摘事項の改善状況確認を行うことにより、ミスの再発防止に対する職員の意識向上を図り、内部統制が有効に機能する取組を支援する。

(3) 市民へのわかりやすい情報提供及び市政への信頼確保

市民目線に立った監査を実施し、監査結果や決算審査意見書等の監査に関する情報を「広報くるめ」やホームページを活用して市民にわかりやすく情報提供することにより、透明性を高め、市民への説明責任と市政に対する信頼確保に寄与することを目指す。

2 監査別実施方針

(1) 定期監査（財務監査・事務監査）

事務事業は社会情勢や行政需要の変化に対応して適正かつ効果的に行われているか、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、コンプライアンス確保のためにどのような取組を行っているかについて監査を行う。また、監査結果については、不適正事項の指摘だけでなく是正・改善を求めていく。

(2) 財政援助団体等監査

市が出資及び財政援助を行っている団体等に加え公の施設の指定管理者を対象に、市からの出資等の目的に沿って事業が適正かつ効果的に行われているか、併せて所管部局による当該団体への指導監督や助言が適切に行われているかなどについて監査を行う。また、公認会計士の専門的な知識を活用し、監査の充実を図る。

(3) 工事監査

専門家の知見を活用して、工事の設計・施工などが適法かつ合理的・効率的に行われているかについて監査を行う。また、費用対効果の視点で、土木・建築・設備工事等から対象工事を選定して監査を行う。

(4) 行政監査

効果的・効率的な財政支出と内部統制機能の適正な運用の視点で新たにテーマを設定し、実施計画の立案と調査等に着手する。

(5) 決算審査

財務事務の合規性・正確性の視点に加え、予算執行並びに事業実施が適正かつ効率的・効果的に行われているかについて審査する。また、より精度の高い審査や監査を行うため、公認会計士の専門的な知識を活用して決算数値の分析力の向上を図る。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性に加え、基金が設置目的に沿って運用されているかを審査する。

(7) 財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定の正確性に加え、算定基礎書類が適正に作成されているかを審査する。

(8) 例月現金出納検査

会計管理者及び企業管理者等が保管する現金（預金、有価証券含）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

(9) その他の監査

その他の監査を実施する必要がある場合は、その都度別途計画を策定した上で、実施する。